

令和 7 年

第 4 回

富里市農業委員会議事録

令和 7 年 4 月 9 日（水）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第4回）

日 時 令和7年4月9日（水）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

4 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について

農業委員

出席（8名）

1番	関		利	之	2番	田	口	榮	一
3番	秋	元	和	子	4番	森	田	孝	子
5番	伊	井	義	則	6番	塩	澤	英	一
7番	津	田	博	明	8番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和7年第4回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後1時26分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

塩澤 英一 君、津田 博明 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類調査及び現地調査の結果について御報告いたします。

担当は森田です。

権利者、義務者、土地の表示、面積、金額は議案記載のとおりです。農振除外関係は平成10年6月10日付け全体見直しです。

申請地の位置は、県立富里特別支援学校の裏側に位置しています。農地区分は、第2種農地、申請地の状況は農地ですが、整地等の事前着工した違反状態であることから、始末書が提出されており、県も了解しています。

転用の用途は、車両及び資材置場で、権利設定は所有権移転です。

転用の概要は、普通自動車15台、大型ダンプ車7台、重機2台、油脂、タイヤ等保管場所です。

転用の事由は、土地の賃貸借契約期間満了に伴い返却するにあたり、スペースが不足するため新たに申請地を購入し駐車場及び資材置場として利用するものです。土地選定理由は、P A J A P A Nの再生土埋立て工事現場に隣接しており車両及び資材置場に最適で

ある為、申請農地以外の利用可能な土地はありません。進入路は確保されており、隣接地との境界杭はあります。

資力についてですが、事業実施資金の残高証明が添付されており、総額より多い事を確認しました。事業者による過去の農地転用の実績はあります。また、第三者による権利の設定はありません。

工期については、許可後6か月を見込んでおります。転用面積は適当であり、法人による転用目的も適合しています。周辺地権者への説明は実施しており意見も特にありません。土砂等流出もなく、土砂搬入計画もありません。

工事期間中の防災計画は、フェンス及びロープにより囲い、部外者の立入りを防止します。ガス、粉塵等の発生はありません。排水計画ですが、雨水の処理は敷地内浸透、日照、通風等による支障はありません。以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありますか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、所有権移転1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第2号

議長 日程第3 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明します。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ

り、3月24日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたものです。内容につきましては、次第の2ページから3ページに記載のとおりです。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

お諮りします。

本案は意見なしとする旨市長へ答申することに異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないようですので、本案は意見なしとする旨市長へ答申することに決定しました。

以上で審議案件は終了しました。

◎報告第1号

議 長 日程第4 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出について御説明します。

次第の4ページから5ページに2件ございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、了解いただきたいと思います。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後1時36分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員